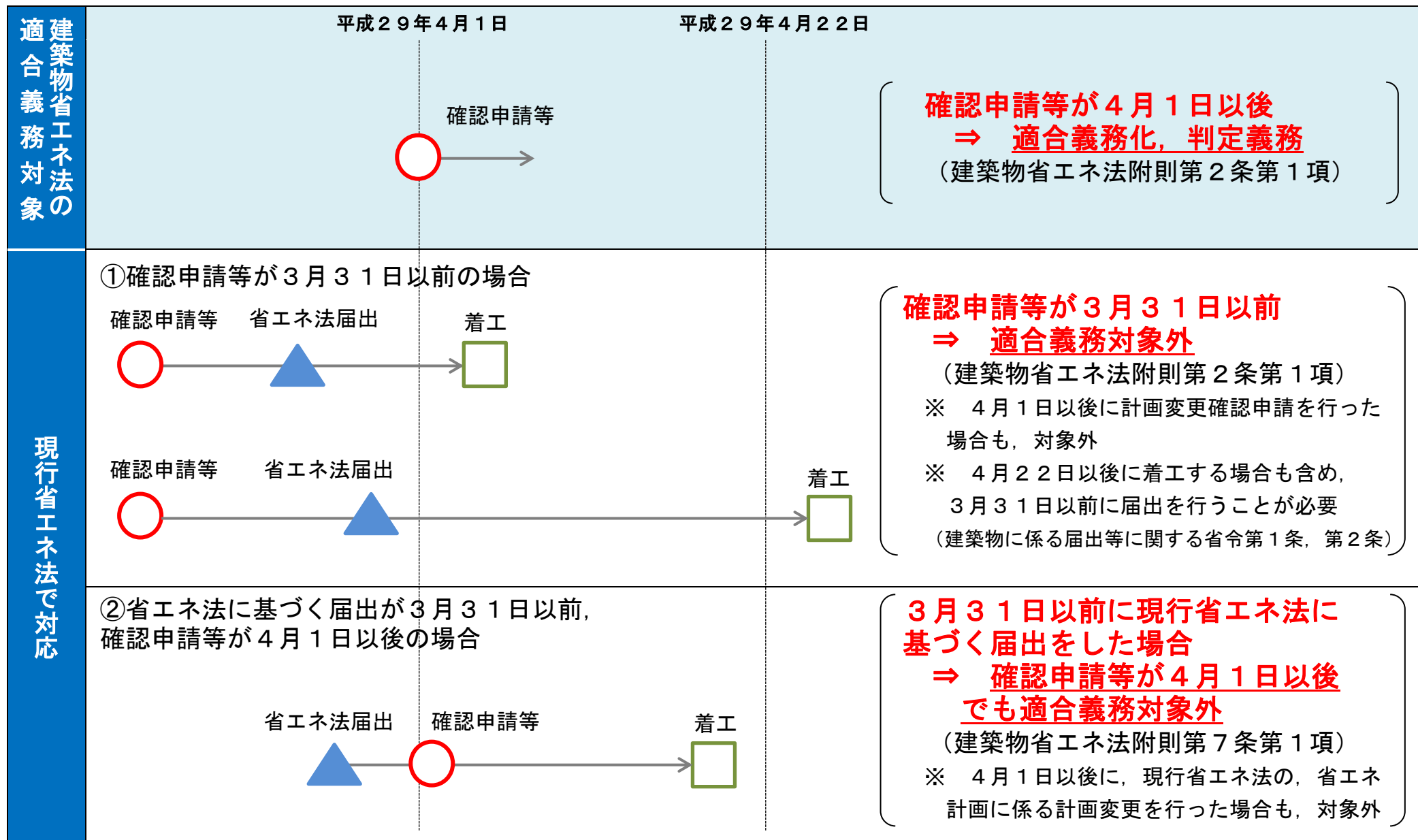


施行日（H29.4.1）前後の省エネ基準適合義務の適用関係（経過措置）



確認申請等が4月1日以後
⇒ **適合義務化，判定義務**
(建築物省エネ法附則第2条第1項)

確認申請等が3月31日以前
⇒ **適合義務対象外**
(建築物省エネ法附則第2条第1項)
※ 4月1日以後に計画変更確認申請を行った場合も，対象外
※ 4月22日以後に着工する場合も含め，3月31日以前に届出を行うことが必要
(建築物に係る届出等に関する省令第1条，第2条)

3月31日以前に現行省エネ法に基づく届出をした場合
⇒ **確認申請等が4月1日以後でも適合義務対象外**
(建築物省エネ法附則第7条第1項)
※ 4月1日以後に，現行省エネ法の，省エネ計画に係る計画変更を行った場合も，対象外

建築物省エネ法：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

現行省エネ法：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）